

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

棚卸資産の評価方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書 ※整理番号 ※課税/非課税		親出人 (フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 法人名	
平成 年 月 日 税務署長殿		<input type="checkbox"/> 単連	納税地
		法人法	代表者氏名
連 (フリガナ) 申請の対象が連子法人である場合に限り記載 結 本店又は主たる事務所の所在地 子 (フリガナ) 代表者氏名 法人 代表者住所 人 事業種目		電話() -	
		代表者住所	
整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		事業種目	業
自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 棚卸資産の評価方法 至平成 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり 変更したいので申請します。			
記 事業の種類・有価証券の区分 棚卸資産の区分・有価証券の種類 現にっている評価方法等 左の評価方法等を採用した年月日 採用しようとする新たな評価方法等			
変更する理由			

税理士署名押印

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書 ※整理番号		親出人 (フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 法人名	
平成 年 月 日 税務署長殿		<input type="checkbox"/> 単連	納税地
		法人法	代表者氏名
連 (フリガナ) 申請の対象が連子法人である場合に限り記載 結 本店又は主たる事務所の所在地 子 (フリガナ) 代表者氏名 法人 代表者住所 人 事業種目		電話() -	
		代表者住所	
整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		事業種目	業
自平成 年 月 日 事業年度から 棚卸資産の評価方法 至平成 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記 のとおり変更したいので申請します。			
記 事業の種類・有価証券の区分 棚卸資産の区分・有価証券の種類 現にっている評価方法等 左の評価方法等を採用した年月日 採用しようとする新たな評価方法等			
変更する理由			

税理士署名押印

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。<u>(法人税法施行令(第30条・119条の6・第155条の6))</u></p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請と有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。また、同時に双方の申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類(事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。</p> <p>(4) 「棚卸資産の区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品(副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品(半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分(上記区分を更に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から11号まで(第9号を除きます。)の各号及び第2項第1号《定義》ごとの区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株引受権を表示する証券若しくは証書を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 転換社債又は新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法(棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合には、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、(追 加)既に選定している棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。<u>(追 加)</u></p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請と有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。また、同時に双方の申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類(事業所ごとに選定しようとするときは、その別)を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。</p> <p>(2) 「棚卸資産の区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品(副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品(半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分(上記区分を更に細分するときはその別)を記載し、有価証券については、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から11号まで(第9号を除きます。)の各号及び第2項第1号《定義》ごとの区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株引受権を表示する証券若しくは証書を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 転換社債又は新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(3) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法(棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>(4) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合には、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>